

小牧市立陶小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。またどの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、学校カウンセラー等を加える。

◎「いじめ防止対策組織」の主な役割

- ・ 年度始めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
(生活アンケートと教育相談は毎学期に実施している)
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 職員会議のときに、学級の様子はもちろんのこと、通学団や部活動などにおける児童の様子についての情報交換を行い、いじめの兆候の発見や情報の共有を図る。

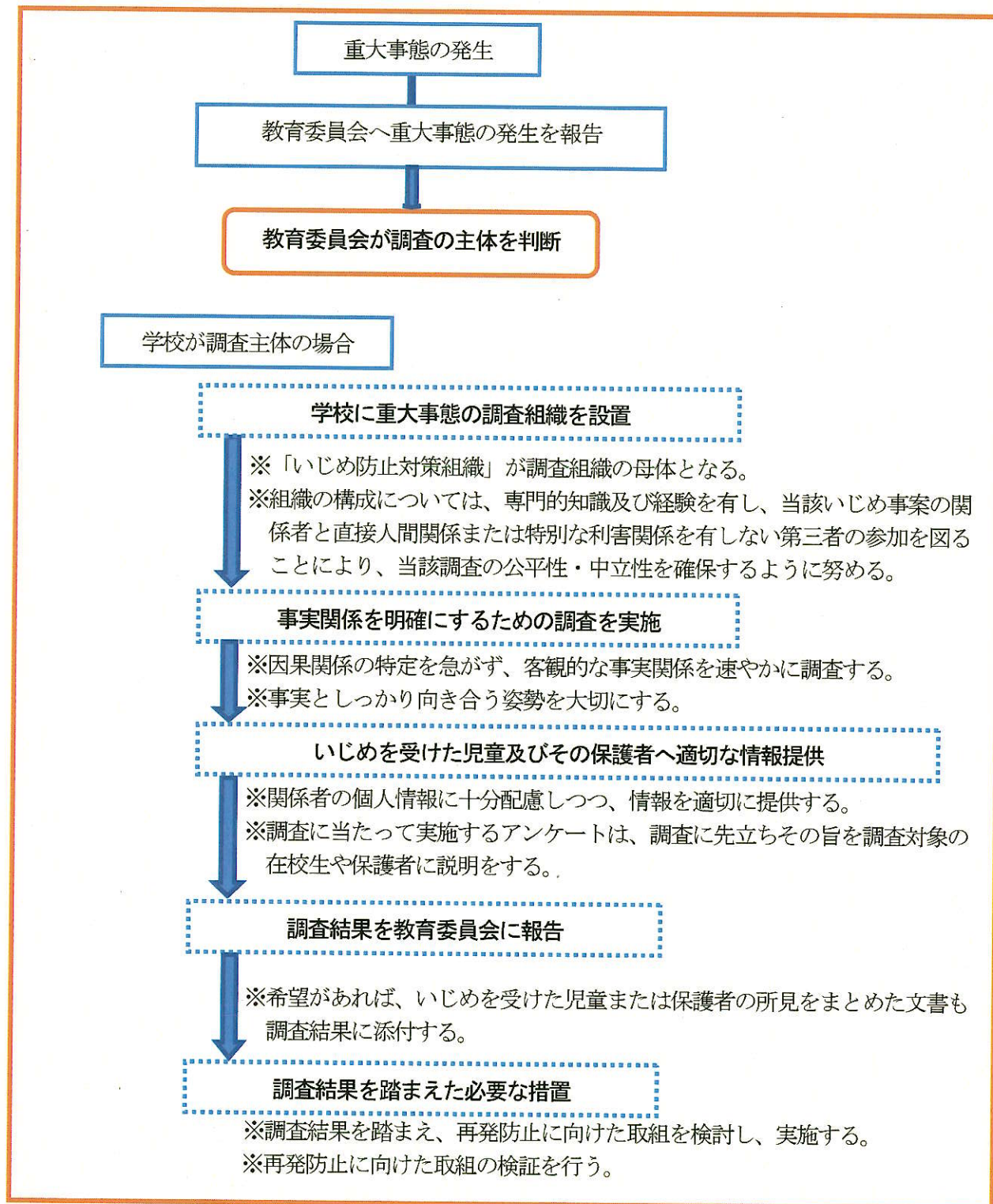
(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員や学校カウンセラー、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態の対応フロー図】



＜参考資料 取組の年間計画＞

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やＳＣの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○校外学習（１～４、６年）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○発育測定	○「学校いじめ基本方針」のホームページ掲載 ○授業参観 ○PTA総会 ○学年懇談会
5月	○情報交換会		○生活アンケート	○学校運営協議会
6月	○ＱＵ検査 ○生徒指導部会 ○いじめ・不登校対策委員会	○野外学習（５年）	○教育相談週間	○学校公開日 ○小牧市えがおでさきがけ挨拶運動
7月	○情報交換会			○個人懇談会
8月	○ＱＵ研修	○全校出校日		
9月	○情報交換会		○発育測定	
10月		○修学旅行（６年） ○校外学習（１～５年） ○学校保健委員会	○生活アンケート	○就学時健診 ○小牧市えがおでさきがけ挨拶運動
11月	○生徒指導部会 ○いじめ・不登校対策委員会		○教育相談週間	○学校運営協議会 ○学校公開日・この指とまれ
12月	○学校評価アンケート実施・検証	○人権週間（校長講話） ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○学校評価アンケート
1月		○保健指導（命の大切さ）	○発育測定 ○生活アンケート	○学校公開日 ○学校運営協議会
2月	○情報交換会 ○生徒指導部会 ○いじめ・不登校対策委員会	○卒業生を送る会	○教育相談週間	○入学説明会
3月	○学校評価の結果を検証、「基本方針」の見直し			
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育の充実 ○学び合う学びの充実	○健康観察の実施 ○心の教室相談員・学校カウンセラーによる相談	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。